お知らせ

税務課

【問い合わせ先】
税務課　☎５３−３１１６

平成２２年度納税相談日程について

次のとおり平成２２年度の納税相談を実施します。

該当の方は申告時間等を通知しますので、できるだけ決められた日に申告にお越しください。

当日来られない場合は、平日９時〜１７時（１２時から１３時は昼休み）に本庁税務課までお越しください。

なお、**本庁税務課は大変込み合っています。長時間お待ちいただくようになりますのでご了承ください。**

※納税相談が土曜日の地域がありますので日程表で確認してください。

■土佐山田町地区

月　日	場　所	受　付	対象地域
２月１８日(木)	農山村コミュニティセンター	９：３０〜１２：００ １３：００〜１６：００	久次・上改田・須江・新改・入野・植・大法寺
	新改北部構造改善センター	１５：００〜１６：３０	曽我部川・平山東川
２月２５日(木)	市立中央公民館１階大ホール	９：００〜１２：００	岩村地区
		１３：００〜１６：３０	楠目地区
２月２７日(土)	市立中央公民館１階大ホール	９：００〜１２：００ １３：００〜１６：３０	百石町・東本町西本町・秦山町
３月１日(月)	市立中央公民館２階会議室	９：００〜１２：００ １３：００〜１６：００	宝町・県住南組・中組栄町・古町黒土
３月３日(水)	市立中央公民館２階会議室	９：００〜１２：００ １３：００〜１６：００	宮前町・前山北本町・北組西旭町
３月６日(土)	片地地区多目的集会所	９：３０〜１２：００ １３：００〜１６：００	片地地区
３月８日(月)	繁藤出張所	９：３０〜１２：００	繁藤地区
	佐岡地区多目的集会所	１３：００〜１６：００	佐岡地区
３月１２日(金)	市立中央公民館２階会議室	９：００〜１２：００ １３：００〜１６：００	明治地区

■物部町地区

月　日	場　所	受　付	対象地域
２月１６日(火)	旧久保小学校	１０：００〜１１：３０	久保地区
	五王堂消防屯所	１３：００〜１４：３０	大西・南池中上・笹上笹下・五王堂
	安丸公会堂	１５：００〜１６：００	黒代・安丸
２月２０日(土)	開発センター物部２階ホール	９：３０〜１２：００ １３：００〜１６：００	大栃地区・中谷川・山崎(天王・宮の前・高尾)・平井・立花・吹越・間々・神池・楮佐古
２月２３日(火)	押谷公会堂	９：３０〜１１：００	押谷
	農林漁業体験実習館	１１：３０〜１３：００	市宇・別府
	岡ノ内公会堂	１４：３０〜１６：００	小浜・根木屋・岡ノ内桑ノ川・別役
２月２６日(金)	浦山公会堂	９：３０〜１１：３０	浦山・山崎（坂）
	頓定公会堂	１３：００〜１４：３０	頓定
	拓・庄谷相多目的集会所	１５：００〜１６：００	庄谷相・拓
３月１０日(水)	開発センター物部２階ホール	９：３０〜１２：００ １３：００〜１５：００	山崎（西山崎・東山崎・影山崎・塩）・影仙頭・小川・日の地
３月１３日(土)	物部支所２階会議室	９：３０〜１２：００ １３：００〜１５：３０	物部町全域

■香北町地区

月　日	場　所	受　付	対象地域
２月１７日(水)	猪野々集会所	９：３０〜１２：００ １３：００〜１６：００	永瀬・猪野々清爪
２月１９日(金)	市基幹集落センター	９：００〜１２：００	太郎丸・下野尻橋川野・日ノ御子
		１３：００〜１６：３０	韮生野
２月２２日(月)	白川下公会堂	９：００〜１１：３０	白川上・白川下
	暁霞公民館	１２：３０〜１６：００	五百蔵・有川有瀬・西峯
２月２４日(水)	市基幹集落センター	９：００〜１２：００ １３：００〜１６：３０	上町・住宅泉町・本町新田・本田河野・川ノ内
３月２日(火)	小川公会堂	９：３０〜１１：３０	小川
	久保川集会所	１３：００〜１４：３０	大谷・久保川
	佐敷農林業共同館	１５：００〜１６：３０	佐敷
３月４日(木)	南岩改公会堂	９：３０〜１１：３０	南岩改
	萩野公会堂	１３：００〜１５：３０	北岩改・萩野
３月５日(金)	吉野公会堂	９：３０〜１１：３０	吉野
	根須公会堂	１３：００〜１５：３０	蕨野・白石根須
３月９日(火)	朴ノ木公会堂	９：３０〜１２：００	朴ノ木
	谷相公会堂	１３：００〜１６：３０	谷相・中谷横谷
３月１１日(木)	梅久保公会堂	９：００〜１０：３０	大井平・梅久保
	永野コミュニティセンター	１１：００〜１２：００ １３：００〜１６：００	永野・白寿荘
３月１３日(土)	市基幹集落センター	９：３０〜１２：００ １３：００〜１６：００	香北町全域

個人住民税(市県民税）での
住宅ローン控除について

所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）を個人住民税（市・県民税）から控除することができます。住宅ローン控除を受けるには、**平成２２年度から市への申告は、原則不要**となります。

対象者

①平成１１年から平成１８年までに入居された人

所得税において住宅借入金等特別控除の適用のある人のうち、税源移譲により所得税が減少し、住宅ローン控除可能額が所得税から控除しきれない額がある人。

住宅ローン控除を受けるには、**平成２２年度から市への申告は、原則不要**となりますが、配当所得・山林所得等を有する方については、これまでと同様に**毎年３月１５日**までに市へ申告していただくと、控除額が増加する場合があります。なお、申告されなかった場合は、自動的に、申告を不要とする控除の適用を受けることになります。

②平成２１年から平成２５年までに入居された人
（入居された翌年度の住民税が対象になります）

所得税の住宅ローン控除を受ける方で、所得税から控除しきれない額がある人。
※所得税の住宅ローン控除を受けるには、確定申告が必要です（給与所得者は、２年目以後、年末調整での申告も可）。

いずれの対象者も、給与支払報告書（源泉徴収票）や確定申告書に、住宅借入金に関する記載がない場合は、控除できない場合がありますので、記入漏れにご注意ください。